

⑦ 小児慢性特定疾病医療費助成以外の助成制度など

慢性特定疾病を持つお子さまに対して、日常生活に必要な用具等の購入費や、小児慢性特定疾病医療費以外の医療助成に関する制度を紹介します。

◇小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、在宅で日常生活を営むうえで著しく支障のある方に対して、給付します。課税状況に応じて一部自己負担があります。

種 目	対 象 者
便器	常に介助が必要な人
特殊マット	寝たきり状態の人
特殊便器	上肢が不自由な人
特殊寝台	寝たきり状態の人
歩行支援用具	下肢が不自由な人
入浴補助用具	入浴に介助を要する人
特殊尿器	自力で排尿できない人
体位変換器	寝たきり状態の人
車いす	下肢が不自由な人
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する人
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害がある人
クールバスト	体温調節が著しく困難な人
紫外線カットクリーム	紫外線を防御する働きに欠け、がんや神経障害を起こすことがある人
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある人
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な人
ストーマ装具(蓄便袋)	人工肛門を造設した人
ストーマ装具(蓄尿袋)	人工膀胱を造設した人
人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な人
チューブ型包帯(R7.4~)	軽微な外力で皮膚障害を起こすことがある人

【注意】

障害者手帳をお持ちの方で、障害者総合支援法による補装具・日常生活用具・その他の移動用リフト、移動・移乗支援用具等の支給を受けられる場合は、そちらが優先されます。

詳しくは[各区保健福祉課](#)または[各区保健センター](#)までお問い合わせください。

●小児慢性特定疾病医療費以外の主な医療助成制度

◇子ども医療費助成

高校3年生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)までのお子さんの医療費の一部を助成します。

※高校に就学していないお子さんも助成の対象となります。

※所得制限あり

問い合わせ：[各区保健福祉課福祉助成係](#)

◇重度心身障がい者医療費助成

心身に重度の障がいのある方の入院・通院の医療費の一部を助成します。

※所得制限あり

問い合わせ：[各区保健福祉課福祉助成係](#)

◇ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の18歳以下のお子さんともう一人は母親または父親の通院(生計維持者が住民税課税の母親または父親は除く)・入院の医療費の一部を助成します。

※所得制限あり

問い合わせ：[各区保健福祉課福祉助成係](#)

◇医療費控除

1年間に支払った医療費(保険等で補てんされた分を除く)が一定の基準額(10万円、もしくは総所得金額等の5%)を超える場合に、確定申告や住民税申告をすることで、超えた額が所得から控除されます。

問い合わせ：[お住まいの住所地を所管する税務署又は市税事務所](#)

◇高額療養費 ※

1か月に支払った医療費の自己負担額が国で定められた限度額を超えた場合は、限度額を超えた額が支給されます。あらかじめ「限度額適用認定証」を取得し、医療機関窓口に出すことで、1か月の支払額を自己負担限度額までとすることもできます。

問い合わせ：加入している保険組合

◇付加給付 ※

加入する保険組合によっては、独自に決められた自己負担額を超えた場、1か月に支払った医療費から高額療養費の額を除いた額が、支給される場合があります。

問い合わせ：加入している保険組合

※ 高額療養費と付加給付制度の図表 (イメージ)

自己負担額 (3割)			法定給付 (7割)
実際の自己負担額	付加給付による払い戻し	高額療養費による払い戻し	加入している保険組合による給付

付加給付制度のない健康保険組合もございます。詳細は加入している保険組合にお問い合わせください。

◇医療費助成などの支援【年代別まとめ一覧表】

※対象となる要件や申請方法など、詳細は各区担当窓口までお問い合わせください

事業名		内容・対象	0歳	1歳	小学生	中学生	高校生	18歳	20歳	担当窓口
医療費助成など	子ども医療費助成	子の医療費を助成します。	○	○	○	○	○ ※令和7年4月～	-	-	各区役所 保健福祉課 福祉助成係
	重度心身障がい者医療費助成	心身に重い障がいのある方の医療費を助成します。 対象：身体障害者手帳1～3級（3級は一部障害に限る）、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	○	○	○	○	○	○	○	
	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の母・父及び子の医療費を助成します。 ※要件を満たす場合は20歳になった月の末日まで対象	○	○	○	○	○	○	△※	
	養育医療	身体の発育が未熟なままで生まれ、医師が入院治療を必要と認めた場合に、必要な医療を給付します。	○	-	-	-	-	-	-	各区保健センター 健やか推進係
	小児慢性特定疾病医療費助成	対象疾病にかかり、かつ、対象基準を満たす方を対象に、医療費を助成します。 （制度の詳細はP.5～P.11）	○	○	○	○	○	○	△	
	特定医療費助成（指定難病）	指定難病の診断基準を満たし、重症度分類を満たす方を対象に、医療費を助成します。	○	○	○	○	○	○	○	各区保健センター 保健予防係
	育成医療（自立支援医療）	障がいのある、または医療を行わなければ将来障がいを残すと認められる子を対象に、手術などにより、生活能力を回復するために必要な医療費を支給します。	○	○	○	○	○	-	-	各区保健センター 健やか推進係
	精神通院医療（自立支援医療）	通院によって精神障がいの治療を受ける場合の医療費を助成します。	○	○	○	○	○	○	○	各区役所 保健福祉課 相談担当係
	更生医療（自立支援医療）	身体障害者手帳を所持している方に、確実な治療効果が期待できる医療に対し、助成します。	-	-	-	-	-	○	○	
手当／年金など	児童手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方に支給します。	○	○	○	○	○	○	-	各区役所 保健福祉課 福祉助成係
	児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの間にいる児童（中度以上の障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父母等に支給します。	○	○	○	○	○	○	△	
	特別児童扶養手当	一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母等に支給します。	○	○	○	○	○	○	-	
	障害児福祉手当	20歳未満で、常時介護を要する在宅の障害児に支給します。	○	○	○	○	○	○	-	各区役所 保健福祉課 相談担当係
	特別障害者手当	20歳以上で、常時介護を要する在宅の重度の障がいのある方に支給します。	-	-	-	-	-	-	○	
	障害年金	原則、20歳から65歳未満までの一定の要件を満たし、一定の障がいのある方に支給します。	-	-	-	-	-	-	○	各区役所 保険年金課 年金係
	心身障害者扶養共済制度	保護者が毎月一定の掛金を納めることで、保護者が死亡又は重度障がいになったときに、心身障がい（児）者に終身一定額の年金を支給します。	○	○	○	○	○	○	○	各区役所 保健福祉課 福祉助成係
給付など	日常生活用具の給付	日常生活の利便を図るために、日常生活品として一般的に普及していない用具を給付します。	○	○	○	○	○	○	○	各区役所 保健福祉課 相談担当係
	補装具費の支給	身体機能を補完、代替し、長期間継続して使用される補装具の購入・修理・借受に必要な費用を支給します。	○	○	○	○	○	○	○	
	障がい者等災害対策用品購入費助成事業	在宅で人工呼吸器等を使用する方に対し、非常用電源装置等の費用を助成します。	○	○	○	○	○	○	○	
	在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業	在宅で酸素療法などを行っている方に、酸素濃縮器や人工呼吸器の使用に係る電気料金を助成します。	○	○	○	○	○	○	○	各区保健センター 保健予防係
	障がい者交通費助成	障がいのある方に、交通費を助成します。	○	○	○	○	○	○	○	各区役所 保健福祉課 給付事務係